

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	合志市 児童扶養手当システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の受給資格者の管理
②事務の概要	児童扶養手当は、父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)等に対して支給される手当である。 児童扶養手当の支給に際しては所得制限判定を行っており、所得の高い受給者については手当の一部支給、または支給停止等の支給制限を行っている。 また、継続して受給可能か確認する為に、毎年受給者から提出される現況届の情報を元に、年度毎に支給判定を行っている。 申請については、窓口や郵便で受け付けるとともに、マイナポータル(※)を利用した電子申請によっても行う。 ※国が運営するインターネット上のサイト
③システムの名称	児童扶養手当システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 受給者情報ファイル 2. 児童情報ファイル 3. 受給者所得情報ファイル 4. 配偶者義務者所得情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 37号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8項 別表第二 57号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年8月5日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成28年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年8月5日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成29年3月13日	「Ⅰ関連情報」5. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長	子育て支援課長 中村 公彦	子育て支援課長 三苫 幸喜	事後	
平成29年3月13日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年2月5日時点	平成29年3月13日時点	事後	
平成29年3月13日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年2月5日時点	平成29年3月13日時点	事後	
平成30年2月6日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月13日時点	平成30年2月6日時点	事後	
平成30年2月6日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月13日時点	平成30年2月6日時点	事後	
平成31年2月15日	「Ⅰ関連情報」5. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長	子育て支援課長 三苫 幸喜	子育て支援課長	事後	
平成31年2月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年2月6日時点	平成31年2月15日時点	事後	
平成31年2月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年2月6日時点	平成31年2月15日時点	事後	
平成31年2月15日	「Ⅳリスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	「Ⅰ関連情報」 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携②法令上の 根拠	番号法第19条 別表第二 57号	番号法第19条8項 別表第二 57号	事後	
令和3年8月16日	「Ⅰ関連情報」 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	「Ⅰ関連情報」 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月15日時点	令和4年1月14日時点	事後	
令和4年1月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月15日時点	令和4年1月14日時点	事後	
令和5年3月14日	「Ⅰ関連情報」 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当は、父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)等に対して支給される手当である。 児童扶養手当の支給に際しては所得制限判定を行っており、所得の高い受給者については手当の一部支給、または支給停止等の支給制限を行っている。また、継続して支給可能か確認する為に、毎年受給者から提出される現況届の情報を元に、年度毎に支給判定を行っている。	児童扶養手当は、父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)等に対して支給される手当である。 児童扶養手当の支給に際しては所得制限判定を行っており、所得の高い受給者については手当の一部支給、または支給停止等の支給制限を行っている。また、継続して支給可能か確認する為に、毎年受給者から提出される現況届の情報を元に、年度毎に支給判定を行っている。 ※国が運営するインターネット	事後	
令和5年3月14日	「Ⅰ関連情報」 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②システムの名称	児童扶養手当システム	児童扶養手当システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年3月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数	令和4年1月14日時点	令和5年3月14日時点	事後	
令和5年3月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	令和4年1月14日時点	令和5年3月14日時点	事後	